

平成26年2月1日

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

平成25年12月に、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。※）が公表されました。

神奈川県医師信用組合では、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、医業界における経営体制の特殊性、規模や実情を勘案した「経営者保証に関する基準」を整備し実施いたしました。

今後、当組合は医業界における相互扶助の精神を基本に、過度な担保・保証に依存しない融資をさらに促進するとともに、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインを踏まえた当組合の「経営者保証に関する基準」に基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

※ 中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則

本ガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。

全国銀行協会：<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所：<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>



神奈川県医師信用組合